

## 法とは何か？：図書館における法の適用について

寺本，振透  
九州大学大学院法学研究院：教授

<https://hdl.handle.net/2324/20228>

---

出版情報：2011-10-28. 佐賀県公共図書館協議会第3回職員研修会  
バージョン：  
権利関係：



# 法とは何か？

－図書館における法の適用について－

平成23年（2011年）10月28日

寺本振透（Teramoto, Shinto）  
九州大学大学院 法学研究院 教授、弁護士  
jshin768@gmail.com

1

## 本日の予定

- I. 「法」とは何か？
- II. 「法」に関わる二つの立場--司法と行政
- III. 図書館に関わる「法」をめぐる議論

2

## I. 「法」とは何か？



3

法は「守るもの」？それとも「道具」？  
--法教育/ 法研修 の二つのアプローチ--

4

## 私的な権利を与える法と取締のための法

- ⑥ 私的な権利を与える法「xxxは、yyyすることができる。」
- ⑥ 取締のための法「誰もが（or ある範囲の者ならば誰もが）、yyyしてはならない。」

5

## 「どろぼう」論には、ご用心。

- ⑥ 「他人の権利を侵害するのは、どろぼうと同じだから、やめましょう」というのは、とんでもない偽り。



6

## 法の本質を示すおはなし

### 『としょかんライオン』

- ⑥ ミシェル・ヌードセン作、ケビン・ホークス画、福本友美子訳（岩崎書店、2007年）



7

「はしっては いけません」と、メリーウェザーさんは ... いいました。

きまりについては、なかなかうるさいのです。

（『としょかんライオン』3頁）

- ⑥ 図書館内のルールは、誰のためにあるのか？
- ⑥ メリーウェザー館長は、どうして、きまりについてやかましいのか？



8

「それなら そのままにしておきなさい」（『としょかんライオン』3頁）  
「としょかんのきまりには、ライオンがきたときのことなど、なにも かい  
てないのです。」（同5頁）

☞ 「ルール」には書いてないが、「先例の無い」ことに  
対して、私たちは、どう対処すればよいのか？

- ▶ 禁止されているとみなす？
- ▶ 放置する？
- ▶ 管理職の合理的な判断に委ねる？
- ▶ 自分で合理的に判断して決める？

「しずかにできないのなら、としょかんから でていっていただきます ...」  
「しずかにできる、おぎょうぎのいいライオンなら、もちろんあしたも お  
はなしのじかんにきていいですよ」

（『としょかんライオン』9頁）

☞ 一回（あるいは、二～三回）の「ルール」違反に対し  
て、注意のような軽い対応がなされることが多いのは  
なぜだろうか？

- ☞ 「行為規範」（責める法）と「評価規範」（許す法）。
- ☞ 人は、ふつう、どのようにして「ルール」を認識するのだ  
ろうか？

「たまには、ちゃんとしたわけがあって、きまりをまもれないことだって  
あるんです。...」（『としょかんライオン』25頁）

☞ 合理的な場合にはルールを破ることができるとして、  
では、その合理性を判断するためのルールはどこにあ  
るのだろうか？

- ▶ 「私の正義感」では、その判断の適否を後で別の人が検討すること  
が難しい。
- ▶ 法律やルールの冒頭にしばしば置かれている「目的規定」の役割。
- ▶ 日本国憲法の役割。
- ▶ 社是、市民憲章などの役割。

「... としょかんの きまりが かわったんですよ」

（『としょかんライオン』36頁）

☞ ルールの文言を破るべき合理的な理由のある事件が起  
きたあと、私たちは、何をすればよいのだろうか？

- ▶ 合理的な理由があるからといってルールが破られたままにしておく  
と、ルールと執行者への信頼が揺らぐのではないか。
- ✓ ルールの変え方は、通例、次の二通り。
  - もとのルールを書き換える。
  - ルールの「新しい解釈」を皆に示す。

「おおごえで ほえてはいけない。ただし、ちゃんとした わけがあるときは  
べつ。つまりその、けがをした ともだちを たすけようとするときなど、っ  
てことすけどね」

(『としょかんライオン』 36頁)

④ なぜ、「メリーウェザーさんがけがをしたときは別」  
といった具体的な表現を採らないのだろうか？

✓ 裁判所でも、「本件に限っては」という判断のしかたはしない。必ず、「xxxのような場  
合には、例外的な判断をすべきであるところ、本件は、そのような場合に当たる」とい  
う。これまでの「法」の例外も、また、「法」である以上、必ず、複数の事例に適用でき  
るものでなければならない。でなければ、お手盛り、偏向などの危険が大きい。

④ 但書きを付けるのは、ルール改訂の定石。

④ ルールに例示を入れたり、解釈例を公にしたりするこ  
とは、とても役に立つ。

13

## II. 「法」に関わる二つの立場--司法と行政



14

④ 司法の行動様式と役割

④ 行政の行動様式

15

マクビーさんに学ぶ行政職員“道”

16

## メリウェザーさんに学ぶ管理者“道”

17

## 図書館の管理者の立場は難しい。

◀ 図書館の立ち位置をしっかりと認識しておかないと、ルールを解釈するための指針が得られない。

✓ 市民を教育するポジション？

✓ 市民にサービスするポジション？

✓ 市民の代表、代弁者、受託者として役割を果たすポジション？

18

## 日本国憲法では、国民＝われら

◀ 市民が自ら民主主義に必要な知識水準を獲得するための装置が図書館。

## UNESCO Public Library Manifesto (ユネスコ公共図書館宣言)

<http://www.unesco.org/webworld/libraries/manifestos/libraman.html>

### A gateway to knowledge

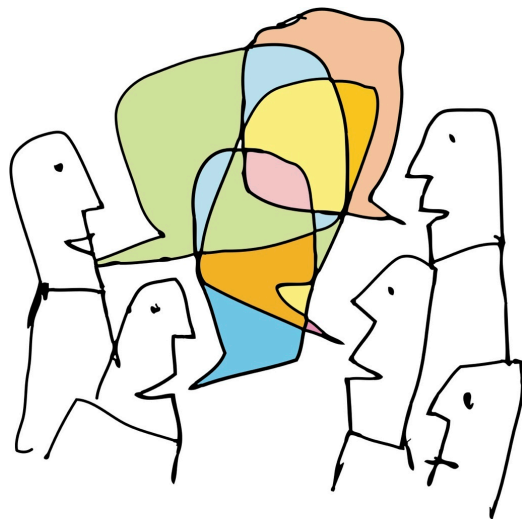
**Freedom, Prosperity and the Development** of society and individuals are fundamental human values. They will only be attained through the ability of well-informed citizens to exercise their democratic rights and to play an active role in society. Constructive participation and the development of democracy depend on satisfactory education as well as on free and unlimited access to knowledge, thought, culture and information.

The public library, the local gateway to knowledge, provides a basic condition for lifelong learning, independent decision-making and cultural development of the individual and social groups.

This Manifesto proclaims UNESCO's belief in the public library as a living force for education, culture and information, and as an essential agent for the fostering of peace and spiritual welfare through the minds of men and women.

UNESCO therefore encourages national and local governments to support and actively engage in the development of public libraries.

### III. 図書館に関わる「法」をめぐる議論



21

### A. 図書館法17条をどう考える？

- 図書館法17条 公立図書館は、入館料その他図書館資料の利用に対するいかなる対価をも徴収してはならない。
- ユネスコ公共図書館宣言（1994）
  - **The Public Library** shall in principle be free of charge. The public library is the responsibility of local and national authorities.

22

### B. 図書館内における 利用者独自の複写 は私的使用か？



23

### 著作権法30条1項 私的使用のための複製

著作権法30条1項 著作権の目的となつてゐる著作物（以下この款において単に「著作物」という。）は、個人的に又は家庭内その他これに準ずる限られた範囲内において使用すること（以下「私的使用」という。）を目的とするときは、次に掲げる場合を除き、その使用する者が複製することができる。

- 一 公衆の使用に供することを目的として設置されている自動複製機器（複製の機能を有し、これに関する装置の全部又は主要な部分が自動化されている機器をいう。）を用いて複製する場合
- 二 技術的保護手段の回避（技術的保護手段に用いられている信号の除去又は改変（記録又は送信の方式の変換に伴う技術的な制約による除去又は改変を除く。）を行うことにより、当該技術的保護手段によつて防止される行為を可能とし、又は当該技術的保護手段によつて抑止される行為の結果に障害を生じないようにすることをいう。第百二十条の第二一号及び第二号において同じ。）により可能となり、又はその結果に障害が生じないようにした複製を、その事実を知りながら行う場合
- 三 著作権を侵害する自動公衆送信（国外で行われる自動公衆送信であつて、国内で行われたとしたならば著作権の侵害となるべきものを含む。）を受信して行うデジタル方式の録音又は録画を、その事実を知りながら行う場合

24

## 著作权法31条

著作権法31条1項 国立国会図書館及び図書、記録その他の資料を公衆の利用に供することを目的とする図書館その他の施設で政令で定めるもの（以下この項において「図書館等」という。）においては、次に掲げる場合には、その営利を目的としない事業として、図書館等の図書、記録その他の資料（以下この条において「図書館資料」という。）を用いて著作物を複製することができる。

- 一 図書館等の利用者の求めに応じ、その調査研究の用に供するために、公表された著作物の一部分（発行後相当期間を経過した定期刊行物に掲載された個々の著作物にあつては、その全部）の複製物を一人につき一部提供する場合
- 二 図書館資料の保存のため必要がある場合
- 三 他の図書館等の求めに応じ、絶版その他これに準ずる理由により一般に入手することが困難な図書館資料の複製物を提供する場合

c. 図書の貸出して法的には何？

- 使用貸借？それとも、公法的な関係？あるいは両方？



D. 「一部分」 って言われても。



Thank you.